

(表2) 対象者と業種の分類表

対象者

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<p>(令和2年4月1日までに開業している事業者が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ○ 個人事業主 (商工業者であること) ○ 以下の要件を満たした特定非営利活動法人 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法上の収益事業 (法人税法施行令第5条に規定される34事業) を行っていること ・認定特定非営利活動法人でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般社団法人、公益社団法人 ○ 一般財団法人、公益財団法人 ○ 医療法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人 ○ 宗教上の組織若しくは団体 ○ 協同組合等の組合 (企業組合・協業組合を除く) ○ 任意団体 等 ○ 医師、歯科医師、助産師 ○ 系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様) ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び6項から10項に規定する営業並びに当該営業に係る同条13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者

業種分類表

業 種 分 類 (申請書の「業種」欄にア～コの記号と具体的な業種を記入してください)		小規模事業者	中 小 企 業 者 (下記のいずれかを満たすこと)	
		常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数	資本の額又は 出資の総額
商 業	(ア) 卸売業	0人～5人	6人～100人	1億円以下
	(イ) 小売業		6人～50人	
サービス業	(ウ) サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	0人～20人	6人～100人	5千万円以下
	(エ) 娯楽業		21人～100人	
	(オ) 宿泊業 (旅館業を除く)		21人～200人	
製造業	(カ) 旅館業	0人～20人	21人～300人	3億円以下
	(キ) 製造業 (ゴム製品製造業を除く)		21人～900人	
	(ク) ゴム製品製造業 (①②を除く)		21人～300人	
その他	(ケ) ①タイヤ・チューブ製造業 (自動車・航空機用) ②工業用ベルト製造業	0人～20人	21人～300人	3億円以下
	(コ) ソフトウェア業・情報処理サービス業 建設業・運輸業・その他の業種			

※ 「常時使用する従業員の数」には、代表者、役員、家族従業員、パートは除きます。

※ 中小企業者については、「従業員の数」と「資本の額又は出資の総額」のいずれか一方を満たせば該当します。

※ 「補助対象となりうる者」の要件を満たした特定非営利活動法人については、事業内容により5人以下又は20人以下の従業員数であれば「小規模事業者」、これを超え、2,000人以下の場合は「中小企業者」となります。